



ゼロカーボンシティ  
あいづわかまつ

# 令和6年度会津若松市 電気自動車等購入補助金

会津若松市では、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けて、電気自動車等を購入された方を対象に補助金を交付します。



申請  
期間

令和6年  
5 / 1 (水) ~ 令和7年  
3 / 31 (金)

補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。【先着順】

補助  
対象

- ・会津若松市内に住所を有する個人
- ・会津若松市内に事業所等を有する法人

補助  
要件

年度内に補助対象となる電気自動車または燃料電池自動車を  
新車で購入し、車検証の交付を受けた方  
※ 詳しい条件は裏面をご確認ください

補助  
金額

1台当たり4万円  
(子育て世代は5万円)

補助金交付要綱、申請様式等についてはこちら(市HP)  
市HPトップ⇒カテゴリ「暮らし・手続き」から「環境」⇒「募集(環境)」  
⇒「令和6年度電気自動車等購入補助金について」



【お問い合わせ先・申請先】 会津若松市役所 市民部 環境生活課

電話：0242-39-1221

申請場所：追手町第二庁舎1階(市内追手町2-41) 環境生活課

## 申請期間

- 令和6年5月1日（水）～令和7年3月31日（月）まで

※先着順となります（お手数ですが、申請書類を環境生活課までご持参ください）。  
※予算額に達した場合、上記期間内であっても申請受付を締め切ります。

## 補助対象者・車両の条件 ※下記の要件をすべて満たすことが必要です

### 補助対象者

- 会津若松市内に住所（法人にあっては事業所等）を有している者  
※対象者が単身赴任等で市内に住所を有しない場合は市内に住む家族の申請も可
- 申請を行う年度内に、下記「車両の条件」に掲げるすべての要件を満たした電気自動車または燃料電池自動車を購入した者
- 市税を完納している者
- 今年度、同一世帯員も含め本補助金の交付を受けていない者
- 当該車両について、本補助金以外の他自治体（国県除く）が実施する補助金、交付金等の交付を受けていない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではない者

### 車両の条件

- 申請を行う年度内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」の自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。又は対象車両の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を超える期間のリース契約を締結した新車であること。
- 自動車検査証の所有者及び使用者が補助対象者の名義であること。但し所有権留保付き購入またはリース契約である場合においては使用者が補助対象者の名義であること。
- 一般社団法人電気自動車等振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車購入促進補助金の対象となる電気自動車及び燃料電池自動車のうち、「普通自動車」若しくは「3ナンバー以外・小型・軽自動車」のいずれかに該当する車種であること。
- 自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の車両を販売する見込みがない）こと。

## 補助の内容

### 補助金額

- 車種・性能によらず1台4万円。ただし、子育て世帯の場合は1台5万円  
（いずれも購入に要した費用を上限とする）

### ※子育て世帯（以下のいずれかの条件を満たす世帯）

- 18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）で就労していない者がいる世帯
- 申請時において妊娠中の子（妊娠が母子健康手帳等で確認でき、かつ出生以降に同居するものに限る。）がいる世帯

## 申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 売買契約書若しくはリース契約書の写し
- 申請者本人を含む住民票謄本若しくは商業登録簿の全部事項証明書（発行日が申請日より3月以内のもの。）
- 自動車検査証の写し（運輸支局長印のあるもの。）
- 補助対象車両の車体等が確認できる写真（補助金交付申請書の別紙に貼付）
- 車両代金の支払いを確認できる書類の写し
- 申請者本人の過去3年分の納税証明書（共有分を含む。発行日が3ヶ月以内のもの）
- 車両の所有者若しくは使用者の承諾書（車両の所有者若しくは使用者と申請が異なる場合）
- 各書類に所在地の表記が異なるものが含まれる場合は、その同一を確認できる書類（住居番号付番通知書など）
- その他、市長が必要と認める書類

◎住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電池システム・電気自動車用充電設備（V2H）に対する補助金も交付しています。詳しくは、右のQRコードからご確認ください。

